

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
揖斐川町社協居宅介護事業所（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会が開設する揖斐川町社協居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行うものとする。

- （1）入浴、排せつ及び食事等の介護
- （2）調理、洗濯及び掃除等の家事
- （3）生活等に関する相談及び助言
- （4）その他の生活全般にわたる援助
- （5）重度訪問介護
- （6）同行援護（身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合）

2 事業の実施にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称
揖斐川町社協居宅介護事業所
- （2）所在地
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）
- （2）従業者 3名以上（このうち、サービス提供責任者1名含む）

2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3 サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指

導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも事業の提供にあたる。

4 従業者は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び、1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までは、利用者から要請があった場合は随時対応可能な体制とする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護等が提供する主たる対象者)

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）

(3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(4) 精神障害者（18歳未満の者を除く。）

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）

(3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(4) 精神障害者（18歳未満の者を除く。）

3 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(事業の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 重度訪問介護

(5) 同行援護（身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合）

(6) 前各号に附帯する便宜

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額)

第8条 事業者が自立支援給付費を代理受領する場合には、利用者及び障害児の保護者から利用者負担分としてサービス料金の1割を受けるものとする（定率負担）。減免が適用される場合には、減

免後の金額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 500円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその扶養義務者及び障害児の保護者に対して説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、利用者又はその扶養義務者及び障害児の保護者に対し領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、揖斐川町全域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を務める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業の提供中に、利用者及び障害児の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決及び事故発生時の対応)

- 第12条 提供した事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した事業に関し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又あっせんにできる限り協力するものとする。
- 4 居宅サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族及び管理者に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 5 事業所は、居宅サービスの提供による事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡及び経過の記録等必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。ただし、別途定める「個人情報使用同意書」にて同意を得ている場合には、「個人情報使用同意書」上の使用目的に限り個人情報の使用をすることができるものとする。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待及び身体拘束等の防止に関する事項)

- 第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止及び身体拘束に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止及び身体拘束の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底
 - (6) 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するなど緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

(業務継続計画に関する事項)

- 第15条 業務継続計画の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者等が継続して訪問サービスの提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(従業者の研修)

- 第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 随時

(その他運営についての重要事項)

- 第17条 事業所は、利用者等に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めてお

くものとする。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業者は、利用者等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 8年4月1日から施行する。

(R8.4.1改正)